

テーマ：「県税の賦課・徴収に係る財務事務の執行について」

「外部監査の結果」（計19件）

章	内 容	頁
第1. 個人県民税 (0件)	「個人県民税の課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。」	23
第2. 県民税利子割 (1件)	(1) 誤った記載の県民税利子割納入申告書のエラー未修正について 県民税利子割納入申告書との突合を実施したうち、平成24年9月分平成24年10月10日申告分について、懸賞金付預貯金等支払額144,000円、利子割額9,000円で逆算税率が6.25%(本来の税率は5%)となる誤った申告書が提出されていた。 当該申告書は、本来記入すべき懸賞金付預貯金等支払額180,000円の5%の9,000円が利子割額として記入されており、税額そのものに影響を与えるものではなかったが、懸賞金付預貯金等支払額は144,000円のままで正当な懸賞金付預貯金等支払額に修正されないまま登録されていた。【結果2-1】	31
第3. 県民税配当割及び株式等譲渡所得割 (0件)	「県民税配当割及び株式等譲渡所得割につき監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。」	36
第4. 個人事業税 (1件)	(1) 課税漏れ対象者の判明について 大分県税事務所における監査で、課税の網羅性が確保されず、本来課税対象とすべきだが課税資料を収集できていなかった者について、失格者(課税対象外)として判定済みであると誤認してしまい、課税漏れとなっていた対象者がいることが判明した。【結果4-1】 なお、これを受けて大分県では、当該県税事務所を含む全ての県税事務所を対象に課税漏れ調査を実施したが、課税漏れは当該1名のみであった。また、当該1名について、賦課及び徴収事務も完了しているとのことである。	42
第5. 法人二税 (4件)	(1) 特定非営利活動法人等から法定期限後に提出された県民税免除申請書の取扱い 条例第34条の2に基づき、特定非営利活動法人(NPO法人)等が収益事業を行っていない場合で、かつ県民税免除申請書が法定申告期限の7日前までに提出された場合には、県民税の均等割を免除することができる。 各県税事務所において、申告期限の7日前までに提出されていない申請書が散見されるが、それらを有効な申請書として取り扱ったうえで均等割免除しており、条例の規定に従った処理とはいえない。【結果5-1】	57
	(2) 農事組合法人の申告添付書類について 農事組合法人は、「一定の農事組合法人に係る法人の事業税の課税標準の算定等について」(H23.3.31税第1874号 各県税事務所長あて 総務部長通知)により、申告書に所定の書類を添付することが要求されているが、大分県税事務所及び佐伯県税事務所においてサンプル対象とした法人について、添付書類の一部が確認できなかった。【結果5-2】	59
	(3) 鉱物掘採事業法人の申告添付書類について 鉱物掘採事業法人は、「鉱物掘採事業を行う法人に係る法人の事業税の取扱いについて」(S56.12.25 税第555号各県税事務所長あて 総務部長通知)により、申告書に所定の書類を添付することが要求されているが、大分県税事務所において添付書類が確認できなかった対象法人があった。【結果5-3】	59

平成25年度包括外部監査の結果及び意見一覧表

「外部監査の結果」(計19件)

章	内 容	頁
第5. 法人二税 (4件)	(4) 欠損金額等の控除明細書の添付について 「欠損金額等の控除明細書」(施行規則第6号様式別表9)は対象事業年度において欠損金額等がある場合に必要な申告書の一部であるが、大分県税事務所においてサンプル対象とした法人のうち、1法人において、同別表の添付が確認できなかった。【結果5-4】	60
第6. 不動産取得税 (1件)	(1) 申告書の提出及び提出期限について 条例第36条の6で、不動産の取得者に対して取得日から60日以内の申告書の提出を義務付けているにも関わらず、承継取得の場合、申告書の提出が守られていない。また、原始取得の場合も、一部において、60日以内という提出期限が守られていない。【結果6-1】	73
第7. 自動車取得税 (0件)	「自動車取得税課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。」	79
第8. 自動車税 (2件)	(1) 自動車税・自動車取得税申告書(報告書)の押印について 「自動車税・自動車取得税申告書(報告書)」(施行規則第16号の9様式)の記載事項のうち、納税(申告・報告)義務者の欄については、同様式の記載要領において、「『氏名又は名称』の欄の右端の『印』位置に、必ず押印すること。」と定められているにも関わらず、押印のないまま受理されているものが複数発見された。【結果8-1】	85
	(2) 自動車税納税通知書の返戻処理 「自動車税納税通知書」の返戻処理については、実際には、「自動車税システム」により行っているにも関わらず、事務処理要領においては「返戻分の個別管理は、『納通返戻管理システム』により行うこととする」といった定めとなっており、規定の表記と実際に使用しているシステムが合っていない状態となっている。【結果8-2】	86
第9. 軽油引取税 (3件)	(1) 特別徴収義務者等に対する調査計画 調査対象者の選定基準については、事務処理要領で、県内に事務所又は事業所を有する特約業者に対する抜取調査は年1回、指導調査は3年一巡実施といった定めがあるが、必ずしも県全体として事務処理要領が遵守されていない。【結果9-1】	94
	(2) 特別徴収義務者等に対する調査方法 特別徴収義務者等に関する軽油の帳簿記録の確認は毎月行われていたが、調査時点における在庫の確認が十分に実施されていなかった。 また、軽油周辺油種(A重油・灯油)についても棚卸差異が大きい状況であったが、追加調査が行われておらず、差異の原因究明も不十分であった。【結果9-2】	95
	(3) 特別徴収義務者等に対する調査方法 石油製品販売業者に対して抜取調査及び指導調査が実施されているが、帳簿記録の確認が実施された形跡がない、又は、在庫関連の調査が不十分であると考えられるものが発見された。【結果9-3】	95
第10. ゴルフ場利用税 (1件)	(1) ゴルフ場への実地調査について 各県税事務所は、所管のゴルフ場について、申告書に記載している人数、料率、税額が正しく申告されているかどうか調査するため、実地調査を行う必要がある。しかし、5年以上実地調査をしていないゴルフ場が1施設発見された。【結果10-1】	104
第11. 産業廃棄物税 (0件)	産業廃棄物税の課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。	109

平成25年度包括外部監査の結果及び意見一覧表

「外部監査の結果」(計19件)

章	内 容	頁
第12. 鉦区税 (0件)	鉦区税の課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。	114
第13. 狩猟税 (0件)	狩猟税の課税及び徴収事務につき監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。	116
第14. 組織体制、人材育成及び徴税費 (2件)	(1) 管理備品の表示と整備について サンプルで備品を実査したところ、現物と合致しない備品シールが貼付されている場合や、備品管理システムに登載されていない備品があった。【結果14-1】	126
	(2) 備品管理システムへの移行について 実地調査を行った3県税事務所のうち2県税事務所で、平成24年4月に稼働開始した備品管理システムの「備品番号」の表示に切り替えられておらず、備品表示はなされているものの新備品管理システムに見合う現物の検証可能性、実在性、網羅性を確保できない状態であった。【結果14-2】	127
第15. 徴収管理 (4件)	(1) 滞納処分の執行停止の時期について 所在不明滞納者の所在調査を実施したが、所在及び財産がともに不明であったにもかかわらず、滞納処分の執行を停止していないものがあった。なお、当該ケースでは、その後、約2年間何らの調査も行われておらず、2年後に再び調査を実施し、滞納処分の執行の停止が行われていた。【結果15-1】	145
	(2) 滞納処分の執行停止者の資力回復調査について 滞納処分の執行停止者について、資力回復調査の事務所長決裁を受けず、滞納処分の執行停止が継続されているものがあった。【結果15-2】	146
	(3) 滞納処分の執行停止者の資力回復調査の妥当性について 資力回復調査の結果、滞納処分の執行停止が継続されているが、追加調査等を指示すべきであったと考えられるものがあった。【結果15-3】	146
	(4) 滞納処分の執行停止者の資力回復調査の照会について 資力回復調査の一環として、関係官公庁へ照会しているが、対象の中に1件、調査時点において時効により既に税債権が消滅していた案件が含まれていた。【結果15-4】	146
第16. 税務システム (0件)	「税務システムにつき監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。」	151

平成25年度包括外部監査の結果及び意見一覧表

「意見」(計50件)

章	内 容	頁
第1. 個人県民税 (6件)	<p>(1) 県内に事務所、家屋敷又は事業所を有する個人でその家屋敷等の所在する市町村内に住所を有しない者の均等割課税(以下「家屋敷課税」という。)について 市町村が家屋敷課税の公平性や網羅性をどのように担保しているかという点に関して、各県税事務所ではその方法等に関する十分な把握を行っていないため、市町村への事務調査時などを通じてコミュニケーションを改善し、市町村が家屋敷課税に関する事務取組をどのように行っているかを把握し、必要に応じて事務改善の協議や提案を積極的に行っていくことが望ましい。【意見1-1】</p>	24
	<p>(2) 個人県民税未消し一覧表や払込額エラーリストの事務の運用について 個人県民税未消し一覧表や払込額エラーリストのデータは、修正処理や適切なフォローが必要となるが、その事務をいつ誰がどのように処理したかの顛(てん)末の証跡が十分とはいえ、歴史的な事実としての記録を残して挙証できる運用方法にすることが望ましい。また、これらの帳票は最終的に「保管」文書とすることが適切と考えられるため、事務処理要領を改訂したうえで、適切に編てつ保存することが望ましい。【意見1-2】</p>	25
	<p>(3) 簿冊の年度別編てつ(ファイリング)方法について 簿冊の年度別編てつ(ファイリング)方法は、それぞれの年度分の簿冊について、その出納整理期間を含む当該決算年度分を一綴(つづ)りとして編てつする方法とすることが望ましい。【意見1-3】</p>	26
	<p>(4) 個人県民税の不納欠損処分について 条例施行規則で定められた市町村からの「個人県民税に係る徴収金の徴収状況等報告書」に添付すべき書類については明文の定めがないため、実際に入手している書類は市町村ごとには統一されておらず、ばらつきがある。当該報告書に添付される書類は統一されることが望ましい。また、徴収プロセスや不納欠損処分判断の確認や情報の共有化を通じて、連携した徴収管理に資するため、当該報告書に添付される書類には、不納欠損処分事由を明記した個別明細書を入手しレビューすることが望ましい。【意見1-4】</p>	26
	<p>(5) 市町村との連携強化の取組みについて 個人県民税特別徴収のより一層の徹底を図るため、連絡会議などを通じて市町村と連携を強化し、個人県民税の特別徴収制度を十分に浸透させていくことが必要である。【意見1-5】</p>	28
	<p>(6) 個人県民税徴収取扱費の会計処理方法について 個人県民税の歳入の年度別帰属と、それに対応した対象月分の個人県民税徴収取扱費の年度別の歳出帰属年度は一致していることが望ましい。【意見1-6】</p>	28

平成25年度包括外部監査の結果及び意見一覧表

「意見」 (計50件)

章	内 容	頁
第2. 県民税利子割 (3件)	(1) 県民税利子割エラーリストと顛末処理について エラーリストが出力された事案については、明瞭(りょう)性の観点から、修正処理の要否、その理由、必要な場合は修正の内容等の顛末をエラーリストに付記しておくことが望ましいが、各県税事務所ともに記載されていないケースが散見されるため、迅速かつ確実にエラーの顛末を記載しておくことが望ましい。【意見2-1】	31
	(2) 特別徴収義務者からの納入申告書の記載内容について 定型的でない追加申告や特殊な摘要記載のある納入申告書について、それらの事由を十分に追跡確認することなく調定入力している事例が見受けられたが、追加申告の理由が明確でないものや特殊な摘要記載のある場合には、その事由を明確にし、顛末を明示しておくことが望ましい。【意見2-2】	33
	(3) 利子割の税務署調査について 利子割の申告内容の適正性の確認のため、法人二税のみならず利子割に関する税務署調査を概ね年に1回実施するなど定期的に行うことが望ましい。【意見2-3】	33
第3. 県民税配当割及び株式等譲渡所得割 (1件)	(1) 税務統計書の記載方法について 税務統計書に記載される金額等の算定基礎となる数値は可能な限り明記するなどし、統計書の明瞭化に努めるべきである。【意見3-1】	36
第4. 個人事業税 (3件)	(1) 確定申告書の収集事務の効率化 今後も税務署と連携して「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」の利用を強く推奨すべきである。【意見4-1】	43
	(2) 実地調査について 個人事業税についても、法人と同様に、必要に応じて実地調査を行うことが望まれる。【意見4-2】	44
	(3) 課税対象事業について 課税の公平性の観点から、法において、課税対象業種を限定列挙するのではなく、課税対象外の業種を限定列挙すべく、改正を国に働きかけることが望まれる。【意見4-3】	44
第5. 法人二税 (10件)	(1) 納税義務者の捕捉について 納税義務者の捕捉の調査方法は、県税事務所ごとに実施内容にバラつきがあるため、調査内容ごとに実施の時系列サイクルを包括的に明示するとともに、年度横断的な捕捉ローテーション計画実績表を作成して効果的かつ効率的な捕捉に努めることが望ましい【意見5-1-①】	60
	(1) 納税義務者の捕捉について 未登録法人の調査に当たっては、登記事項調査票において、一連の顛末を一元的に記録管理することが望ましい【意見5-1-②】	61

平成25年度包括外部監査の結果及び意見一覧表

「意見」 (計50件)

章	内 容	頁
第5. 法人二税 (10件)	(2) 不申告法人の調査と事務手続について 不申告法人については、その一覧性のある帳票に対して、網羅的にフォローしたことの顛末を明示する手続により、全庁的に統一した方法により運用することが望ましい。【意見5-2】	62
	(3) 自主決定法人の調査について 医療法人のうち、特に介護事業等の自由診療収入がある法人については、未だ調査が実施されていない法人も見受けられることから、早期に調査実施の推進を行っていくように必要な措置を実施することが必要である【意見5-3-①】	63
	(3) 自主決定法人の調査について 農事組合法人については、申告内容と添付書類を十分に吟味したうえで実地調査の是非や実地による確認を行うことが望ましい。【意見5-3-②】	64
	(3) 自主決定法人の調査について 鉱物掘採事業法人については、事業税が非課税となる掘採事業と課税事業との間の損益等の振り分けいかににより計数が大きく変動するため、実地調査を行ったうえで是認判断を合理的に行うことが望ましい。【意見5-3-③】	64
	(4) 外形標準課税法人調査について 外形標準課税法人調査は、事後的に指摘事項の是正措置状況を確認する手続などを行ったうえで、実地調査が必要と認められた法人について計画的に調査を実施することが望ましい。【意見5-4】	65
	(5) 欠損金額等の控除明細書データのシステム管理について 法人の欠損金について、現行のシステムでは総額のみで年度別の管理を行っておらず、欠損金の繰越期限については、過去の控除明細書から手作業で確認する必要があるため、年度別の欠損金を効率的に管理するために必要なシステム上の手当を検討することが望ましい。【意見5-5】	66
	(6) 事務処理要領及び帳票の改訂について 事務処理要領及びその様式を定めた帳票一覧のうち、現在使用されていない帳票も見受けられるため、網羅的に検証したうえで改定施行することが望ましい。【意見5-6】	66
	(7) 太陽光発電事業を行う法人に対する収入金課税制度等の周知について 太陽光発電事業の収入割課税を周知するための啓発活動を積極的に実施することが望ましい。【意見5-7】	67
第6. 不動産取得税 (2件)	(1) 家屋評価事務の民間への委託について 家屋評価事務について、専門的能力を有する民間への委託を検討することが望まれる。【意見6-1】	75
	(2) 原始家屋入力確認リストの確認欄への押印の有無について 原始家屋入力確認リストの確認欄への押印について、事務処理の統一が望まれる。【意見6-2】	76
第7. 自動車取得税 (0件)	なし	79

平成25年度包括外部監査の結果及び意見一覧表

「意見」 (計50件)

章	内 容	頁
第8. 自動車税 (2件)	(1) 自動車税に関する減免等の処理手続 自動車税に関する減免等の処理手続について、書面による調査回答だけでなく、減免対象者の個別訪問などにより、減免要件を引続き満たしているかどうかの確認を行うことも有効であると考えられる。【意見8-1】	86
	(2) クレジットカードによる納付 自動車税の納期内納付改善の手段として、クレジットカードによる納付の導入についての検討が強く望まれる。【意見8-2】	87
第9. 軽油引取税 (2件)	(1) 免税証の保管方法 免税証は一種の金券であることを踏まえると、免税証保管場所の管理責任者の明確化及び定期的な棚卸しの実施といった管理強化が必要と考える。【意見9-1】	96
	(2) 報償金 特別徴収義務者に対する報償金は、軽油引取税納入のインセンティブとしては多額と考えられるため、不申告、過少申告、納期限内の納入を怠った特別徴収義務者に対しては、当該事績のあった年度以降の交付率を引き下げるなどの対応の検討が望まれる。【意見9-2】	96
第10. ゴルフ場 利用税 (1件)	(1) 利用料金の改定について ゴルフ場利用者がゴルフ場へ支払うパック料金等のうち利用料金(グリーンフィー及び付帯費)に応じて、ゴルフ場利用税の税率が設定される。このため、パック料金等の総額は変更しなくとも利用料金を低く申告すれば、ゴルフ場は税率を抑えることが可能となる。 利用料金が改定された場合、ゴルフ場の運営会社等(特別徴収義務者)から「利用料金変更届出書」が提出される。県税事務所では、当該「利用料金変更届出書」の内容をゴルフ場のホームページ等で確認している。しかし、当該利用料金の変更が妥当なものかどうかの検証はしていない。利用料金の減額が申請された場合、利用料金が著しく減少していないか、他のゴルフ場と比較して著しく低くないか等を検証することが望ましい。【意見10-1】	104
第11. 産業廃棄 物税 (2件)	(1) 特別徴収義務者等に対する調査結果のモニタリング 課税の公平性を確保するためには、産業廃棄物税についても、事務処理要領に経過報告書の作成や税務課への報告規定を織り込み、計画と実績を比較したうえで適切なモニタリングを実施することが望まれる。【意見11-1】	110
	(2) 申告額が0円の特別徴収義務者等に対する調査実施 直近数年間で申告額が0円の特別徴収義務者に対しては、調査が実施されていなかった。申告額が0円であっても、その申告内容自体に問題がないかどうかを検討する必要があるため、今後は、最低限、ローテーション計画に基づいた調査の実施が望まれる。【意見11-2】	110
第12. 鉱区税 (1件)	(1) 調定額及び徴税について 税務課は、九州経済産業局にて鉱業原簿を閲覧することにより異動情報を把握し、税総システムに当該情報を登録している。また、税務課は鉱区台帳等を出力し、各県税事務所へ送付している。 各県税事務所では、上記の鉱区台帳等をファイリングし、調定額の決裁と納税通知書の発送等を行っているが、実質的に調定は税務課で行われている。 鉱区税は平成21年度から減少傾向にあり、県税の中で最も調定額が小さく、金額的に多額ではないことから、税務課や大分県税事務所が一括して調定額の決裁等を行うことにより、県全体として効率化が図られると考えられる。【意見12-1】	114
第13. 狩猟税 (0件)	なし	116

平成25年度包括外部監査の結果及び意見一覧表

「意見」 (計50件)

章	内 容	頁
第14. 組織体制、人材育成及び徴税費 (9件)	(1) 備品のシール貼付と定期的実査について 実物の実在性と網羅性の確認のため、全ての備品に備品管理システムから出力された備品シールを漏れなく貼付し、定期的な実査を実施することが望ましい。【意見14-1】	128
	(2) 備品管理システムの登録について 備品管理システムには、個別の備品情報をできるだけ登載するとともに、登録情報の取得価格は、消費税等の税込金額で登録するように入力内容の統一を図られたい。【意見14-2】	128
	(3) 業務委託契約関係書類の編てつについて 一つの業務委託契約に関連する契約書等ファイルには、その一覧性及事務の有効性及び効率性を高めるため、当該契約に関連する全ての実績集計表や参考情報書類も一つのファイルに編てつすることが望ましい。【意見14-3】	129
	(4) 委託業務契約における予定価格の基礎について 委託業務契約の中に、20年近く前の件数や単価を用いて予定価格を算出しているケースが見受けられたが、直近年度の実績や現況に合わせて算出方法を見直すことが必要である。【意見14-4】	129
第14. 組織体制、人材育成及び徴税費 (9件)	(5) 財団法人地方自治情報センターとの委託契約について 財団法人地方自治情報センターとの委託契約については、契約金額が硬直的な傾向が見られることから、委託金額の更なる削減の可能性を検討するために、当該委託業務による情報の利用状況などの現況を客観的に分析して、委託契約金額の経済性及有効性の評価を継続して実施するとともに、都道府県税務情報処理協議会などを通じて積極的に意見を具申することが望ましい。【意見14-5】	130
	(6) 委託契約における見積業者の見積額と入札金額について 委託契約金額の予定価格の基礎を見積業者作成の見積書の金額とした委託契約につき、この見積業者が最終的に落札業者となったが、この落札金額は見積金額よりもはるかに低い金額である事例が見受けられた。 このような契約においては、予定価格の基礎として見積書をそのまま利用するのではなく、契約実績等に基づいて合理的に予定価格を算出されたい。【意見14-6】	131
	(7) 消耗品の発注方法について 同一内容の消耗品の発注を頻繁に行っている事例が見受けられたが、一定期間内での発注頻度の増加は事務効率を阻害するため、内部の需要情報を一元的に把握し、効率的に発注することが望ましい。また、同一の消耗品が複数の単価で納入される事例が見受けられたが、発注頻度の高い消耗品については、年度ごとに最も低い金額を提示した業者と単価契約を締結し、経済的な発注手続を行う必要がある。【意見14-7】	131
	(8) 督促手数料の徴収の検討について 大分県では県税に係る督促状の発付に際して、督促手数料を徴収していないが、督促手数料の徴収を検討することが望ましい。【意見14-8】	132
	(9) 税務事務に対する業務管理手法の導入について 税務の効率的な事務執行を図るためには、職員の業務内容や業務量の実態を集計するなどの方法により現状把握と実態分析をすることが必要であるが、現状の仕組みでは、県税事務所ごとの組織単位、人員単位、個々の税務事務単位、一定の時系列単位での業務内容や業務量は十分に把握されていない。 業務の有効性及効率性の評価に資する業務内容や業務量を一定の業務時間集計手法で把握し分析することで、将来に向けた事業の目標の立案や業務プロセスの改善等の政策立案に資するための基礎とするために、一定の業務管理手法を導入し運用することが望ましい。【意見14-9】	133



平成25年度包括外部監査の結果及び意見一覧表

「意見」 (計50件)

章	内 容	頁
第15. 徴収管理 (5件)	<p>(1) 起案書や帳票等の承認押印漏れについて</p> <p>滞納処分を停止する場合や不納欠損処理する場合など、起案書等において所長の承認を得たうえで処理を行う必要がある。</p> <p>所長の承認行為について、起案書や帳票等の所長決裁欄に押印がない状態で処理を行っているものが発見された。複数の帳票等を一括で承認する場合、所長は1枚目の帳票等にしか押印しないことがあるため、2枚目以降の帳票等に所長の押印がないこともあるとのことである。しかし、その場合、承認した範囲が明確でないため、形式的には、所長が未承認の状態で行われていることになる。複数の帳票等を一括で承認する場合には、一括承認の範囲を明確にしたうえで行うことが望ましい。【意見15-1】</p>	147
	<p>(2) 公印使用の承認押印漏れについて</p> <p>公印を押印する場合には、公印使用の承認を得たうえで押印することが必要である。</p> <p>公印使用の承認行為について、口頭で管理者の承認は得ていたものの、使用承認の確認印の押印が漏れているものが発見された。公印は管理者が保管・管理しているため、未承認の状態で行われることはないとのことであるが、適切な事務処理を経たうえで、公印を使用することが望ましい。【意見15-2】</p>	147
	<p>(3) 代理決裁の妥当性について</p> <p>代理決裁とは、本来権限を持っている者が不在の場合等臨時的に、本来権限を持っている者の下位の者が、本来権限を持っている者の権限を実行することである。</p> <p>起案書を決裁する際に、本来権限を持っている所長が不在であれば、緊急性がなくとも代理決裁を行っているものが散見された。緊急性がない起案書の決裁の場合には、安易に代理決裁するのではなく、所長が決裁することが望ましい。【意見15-3】</p>	147
	<p>(4) 滞納整理カードの棚卸及び廃棄について</p> <p>滞納整理カードは、個人情報記載された重要な書類であり、紛失等の危険性を再認識し、組織的に統一した管理・廃棄処分等が実施されるように、その要領について規程等を定めることが望ましい。【意見15-4】</p>	147
	<p>(5) 滞納処分の執行停止・欠損処分について</p> <p>明らかに徴収が見込めない税債権については、早期に滞納処分の執行を停止し、徴収が見込まれる税債権に傾注して、経済的効率性を追求することが望ましい。【意見15-5】</p>	148
第16. 税務システム (3件)	<p>(1) 県税総合情報管理システム及び自動車税システムの新システムへの移行について</p> <p>将来の新システムへの移行時に、事務処理の効率化を可能にするため、現時点においても、自動化が可能な業務の有無を検討しておくことが望まれる。【意見16-1】</p>	150
	<p>(2) 産業廃棄物税等システムにおけるパスワードの管理について</p> <p>産業廃棄物税等システムについて、強制的にパスワードを変更する機能はなく、セキュリティ研修等を通じて定期的な変更を指導するのみで、実際の変更確認は実施されていない。システム上で個人情報の入手が可能であり、機密性が高いため、システム上で強制的にパスワードの変更を求める機能を設定し、セキュリティを向上させることが望まれる。【意見16-2】</p>	151
	<p>(3) 常用データから削除して移管したデータの保管期限に関するルールの明確化</p> <p>税務システムの常用データから削除して移管したデータの保管期限に関して、ルールを明確化したうえで、保管期限を越えたデータを廃棄処分することが望まれる。【意見16-3】</p>	151